

懲戒処分のガイドライン

長野県木曾青峰高等学校

再三の指導にもかかわらず、生徒に改善の見込みがなく、また保護者の協力も得られない場合は、慎重に審議し、停学処分もしくは退学処分の措置をとる。

I 停学処分

次に示す行為を行った場合

- (1) 暴力行為
- (2) 威嚇行為
- (3) 教職員の指導に対し、暴言や脅迫などを繰り返し、指導に従わない場合
- (4) 授業などの教育活動に不可欠な施設・設備を故意に破壊した場合
- (5) 継続的ないじめ
- (6) 覚せい剤やシンナーなどの薬物の乱用
- (7) 性の逸脱行為（売買春・援助交際など）
- (8) 反社会的な逸脱行為（窃盗・金品の強要・暴走行為など）

II 退学処分

次の例に該当する場合

- (1) I に示した問題行動が、相当の頻度や継続性をもって行われた場合
- (2) 社会的に極めて重大な問題行動を行った場合、または、その発生の可能性が極めて高いと判断される場合
- (3) 他の生徒に与える影響を慎重に考慮し、退学処分が教育上やむをえないと判断される場合

2014. 4月確認